

大東文化大学基本方針

教員・教員組織に関する方針

2022（令和4）年3月7日大学評議会

基本方針

本学は、教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に沿って「教員選考基準」を定め、「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」を本学の教員とするとしている（教員選考基準第3条）。また、教育研究等の成果を上げるのにふさわしい適正な教員の配置を行う。

本学の求める教員像・教員組織の編制方針は以下のとおりである。

1. 本学の求める教員像

- (1) 本学の理念と目的を理解し、高い倫理観と使命感をもって教育・研究活動に取り組むことができる。
- (2) 所属する学部学科・研究科等の教育目的を理解し、その達成のために真摯に努力することができる。
- (3) 学生の人格を尊重し、その信頼に応えるとともに、学生の自発的な学習を促し、積極的な学習支援を行うことができる。
- (4) 教育の質を向上させるため、授業内容・方法の不断の検証と改善に努めることができる。
- (5) 研究倫理について定めた「大東文化大学学術研究行動憲章」「大東文化大学研究者の行動規範」等を遵守しつつ、自己の専門分野を究め、学問の発展に貢献することができる。
- (6) 自己の専門的な学識と経験をもって社会貢献・国際貢献に積極的に参画することができる。
- (7) 本学の発展・成長のために、大学運営に協力的かつ主体的に参画することができる。

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準および大学院設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・学科および研究科・専攻等の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置する。
- (2) 学生/教員比率（S T比）、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率、実務家教員の配置等に配慮しつつ、適正な教員配置と適切な教員組織を編制する。
- (3) 教育課程や大学運営等において、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を

- 確保し、教育研究等に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制する。
- (4) 教員の募集・採用・昇格等は、学園・大学および各学部・研究科等の諸規程および方針に基づき、透明性を担保し、公正かつ適切に行う。

3. 教員の資質向上のための取り組み、教員組織の適切性の検証

教員の資質向上のための取り組みは、教員個人の不断の努力とともに、「大東文化大学FD・SD基本方針」に基づき、大学、学部、研究科等のFD委員会において推進する。

また、報奨制度により、教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図り、大学、学部、研究科等において、適切な評価が行われるよう配慮する。教員組織の適切性については、大学が毎年度実施する自己点検・評価で定期的に検証する。